

インストラクター賠償責任保険の概要（施設賠償責任保険）

インストラクターが仕事の遂行や施設に起因する事故により保険期間中に日本国内で発生した事故について、インストラクター（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

<インストラクター業務>

本契約は、ヨガのインストラクターを対象としています。ヨガ以外ではエアロビクス・ジョギング・ダンス等の危険度の低い同類のスポーツが対象になります。（詳細は、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合せください。）

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に保険会社の同意が必要です。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた金額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

用語解説

- 【被保険者】：この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。
・記名被保険者（ご加入者）・記名被保険者の使用人・記名被保険者の同居の親族
- 【支払限度額】：保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
- 【免責金額】：お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。
免責金額は被保険者の自己負担となります。
- 【事故】：対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを【対物事故】といいます。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③ 地震・噴火・洪水、津波、高潮
- ④ 他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 医療行為等、法令により資格者以外の者が行うことが禁じられている行為
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利（所有権）を有するものに対し負担する賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）
- ⑧ 自動車・原動機付自転車・航空機の所有・使用または管理
- ⑨ 施設外における船・車両（自転車等人力によるものを除きます。）・動物の所有・使用または管理
- ⑩ 給排水管・暖冷房装置等からの上記・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ⑪ 建物外部から内部への雨・雪等の侵入・吹き込み
- ⑫ a. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
b. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（⑫に規定する財物を除きます）の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ⑬ 仕事の終了（仕事の目的物の引き渡しを要するときは引き渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄等した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。



主な特約条項の内容

【作業対象物等損壊危険担保特約条項】

インストラクターの訪問先の作業対象物や記名被保険者が無償で借りた動産等の損壊についての、被保険者がその財物の正当な権利（所有権等）を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いする特約です。リース・レンタルする財物、支給財物、保管・展示等のための受託物等一部対象外となる財物があります。「基本補償の⑫はこの特約には適用されません」

<事故例> 生徒さんがレッスンに使用するために持参した道具を誤って損傷させてしまった。

【被害者治療費用担保特約条項】

インストラクターの施設や仕事の遂行に起因して対人事故が発生した場合に、被保険者が負担した被害者の治療費用（事故発生日から1年以内に生じたものに限り）に対して保険金をお支払いする特約です。

【訴訟対応費用担保特約条項】

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が応訴のために必要となる事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して保険金をお支払いする特約条項です。

【初期対応費用担保特約条項】

この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金、風災見舞費用等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して保険金をお支払いする特約条項です。

（注）補償対象となりうる事故が発生した際に支出するものに限りませんが、結果として被保険者に賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。

【人格権侵害担保特約条項】

不当な身体の拘束または口頭または文書・図画等による表示行為による、他人の自由、名誉、プライバシーを侵害した事について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いする特約です。

充実した補償
ご提供します！



保険契約の補償内容

【保険期間】 2024年4月1日午後4時 ～ 2025年4月1日午後4時

【支払限度額・免責金額】

担保項目	支払限度額	免責金額
基本契約 (対人・対物賠償)	1名あたり：4,350万円 1事故あたり：1億円	なし
訴訟対応費用	1事故あたり：1,000万円	なし
初期対応費用	1名あたり：100万円 但し、身体傷害見舞費用は1被害者1万円、風災見舞費用支払限度額は1被害世帯・法人等10万円、1事故100万円です。	なし
被害者治療費用	1名あたり：50万円 1事故あたり：1億円	なし
作業対象物等損壊費用	1事故あたり：100万円	5,000円
人格権侵害	1名あたり：50万円 1事故あたり：100万円	なし

年間保険料

5,000円 / 1年間

■ 保険料のお支払いについて

保険料につきましては、「払込取扱票」を使用してお送りください。

※保険料の払込につきましては、別紙〈保険料の納付記載注意事項〉をご確認ください。

■ 中途加入の取り扱いについて

中途ご加入の受付は申し込み加入月の前月の20日迄に着金とさせていただきます。

(保険料納付記載注意事項)で記載しております。

■ 満期（保険期間終了）ご継続処理の取り扱いについて

満期年の2月中旬頃からお預りしておりますメールアドレスへ「満期のご案内」メール案内とご加入案内の郵送を差し上げますので指示に従って手続きをいただきますようお願い申し上げます。

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きます。
また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効となります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

この保険は、〇〇を契約者とし、〇〇を記名被保険者とする施設賠償責任保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は〇〇が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）